

口の障害の障害等級（抄）等

1 嚥下障害の取扱い

「食道の狭さく、舌の異常、咽喉支配神経の麻痺等によって生じる嚥下障害については、その障害の程度に応じて、そしゃく機能障害に係る等級を準用する。」

2 そしゃく機能障害に係る等級

(1) そしゃく機能障害に係る省令

第1級の2 そしゃく及び言語の機能を廃したもの

第3級の2 そしゃく又は言語の機能を廃したもの

第4級の2 そしゃく及び言語の機能に著しい障害を残すもの

第6級の2 そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの

第9級の6 そしゃく及び言語の機能に障害を残すもの

第10級の2 そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの

(2) そしゃく機能障害に係る認定基準

ア 「そしゃくの機能を廃したもの」とは、流動食以外は摂取できないものをいう。

イ 「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食又はこれに準ずる程度の飲食物以外は摂取できないものをいう。

ウ 「そしゃくの機能に障害を残すもの」とは、固形食物の中にそしゃくできないものがあること又はそしゃくが十分にできないものがあり、そのことが医学的に確認できる場合をいう。

(ア) 「医学的に確認できる場合」とは、不正咬合、そしゃく関与筋群の異常、顎関節の障害、開口障害、歯牙損傷（補てつができない場合等）そしゃくができないものがあること又はそしゃくが十分にできないものがあることの原因が医学的に確認できることをいう。

(イ) 「固形食物の中にそしゃくできないものがあること又はそしゃくが十分にできないものがあること」の例としては、ごはん、煮魚、ハム等はそしゃくできるが、たくあん、らっきょう、ピーナッツ等の一定の固さの食物中にそしゃくできないものがあること又はそしゃくが十分にできないものがあるなどの場合をいう。

3 準用

障害等級表に掲げるもの以外の身体障害については、その障害の程度に応じ、障害等級表に掲げる身体障害に準じて、その等級を定めることとなるが、これを「準用」と呼んでいる。

準用には2種類があるが、上記の場合には、障害が最も近似している障害における等級を準用等級として定めることとなる。